

諮問日：令和4年6月1日（諮問第260号）

答申日：令和8年7月21日（答申第208号）

件 名：菖蒲沢砂防ダム文書に係る開示請求却下に対する審査請求について

答 申

第1 審査会の結論

宮城県知事の決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

- 1 審査請求人は、令和3年12月10日、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定により、宮城県知事（以下「実施機関」という。）に対し、下記の内容について、開示の請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

（1）気仙沼土木事務所長氏名、嘱託業務者氏名入り所在図

（2）下記菖蒲沢砂防ダム地面

作成年月日昭和51年10月26日

気仙沼土木事務所長 ○○○○○

嘱託 ○○○○

- 2 実施機関は、条例第18条第1項の規定により、開示請求却下（以下「本件処分」という。）を令和4年1月14日付けで審査請求人に通知した。

- 3 審査請求人は、令和4年4月4日、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張

- 1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分を取消しするよう請求するものである。

- 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び補正書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

令和4年3月25日〇〇〇〇が提出請求していた資料が提出され、照合した結果重要であることが判明したので「ないない（不存在）」と言われ続けられた菖蒲沢砂防ダム一切提出請求する。

書類提出者氏名

総括担当次長 〇〇〇〇〇 氏

行政班次長班長 〇〇〇〇〇〇 氏

文書作成者氏名、宮城県知事押印者氏名、〇〇〇〇宛送付者氏名請求する。

(2) 補正書

「開示請求却下通知書」とは、国民の知る権利を剥奪するのが地方公務員の利権ですか…

国民の私有財産の剥奪ですか…

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が弁明書において述べている内容は、おおむね以下のとおりである。

本件開示請求から特定した対象行政文書は、本県が作成した文書ではなく、法務局から交付を受けて本県が保有している文書であり、不動産登記法（平成16年法律第123号）第120条又は第121条の規定により当機関に対し何人も写しの交付を請求できる文書である。

また、同法第153条（本件処分時の規定。現行同法第154条と同旨。以下同じ。）の規定により当該行政文書を含む登記簿等（登記簿、地図、建物所在図）及び地図に準ずる図面並びに登記簿の附属書類（土地所在図、地積測量図等）は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）の規定の適用をしないとされている。

従って、条例第18条第2項及び第4項（現行条例第3項と同旨。以下同じ。）に該当し、開示請求の対象とはならないため、本件処分は妥当である。

第5 審査会の判断理由

- 1 条例の基本的な考え方について条例は、「地方自治の本旨にのっとり、県民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利」を明らかにすることにより、「県政運営の透明性の一層の向上を図り、もって県の有するその諸活動を説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による県政の監視

と参加の充実を推進し、及び県政に対する県民の理解と信頼を確保し、公正で開かれた県政の発展に寄与することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、及び運用されなければならない。

当審査会は、この原則公開の理念に立って、条例を解釈し、以下のとおり判断するものである。

2 本件対象文書について

気仙沼土木事務所所長氏名、嘱託業務者氏名入り所在図面請求の開示請求に対し、令和3年12月15日付けで実施機関から審査請求人へ電話による聞き取りを行い、本吉郡本吉町（現気仙沼市本吉町）菖蒲沢〇〇〇－〇〇〇、〇〇〇－〇〇〇の地番に係る法務局から交付された地積測量図等（以下「本件対象文書」という。）と特定した。

3 本件対象文書開示請求却下について

実施機関の説明のとおり、不動産登記法第121条及び不動産登記法施行令（平成16年政令第379号）第21条の規定により、登記簿の附属書類である地積測量図等は、何人でも登記所に対しその写しの交付を請求することができるものとされている。また、同法第122条及び第153条の規定に基づき、これらの図面は同法が定める交付制度の対象に含まれるものである。

したがって、本件対象文書は、不動産登記法に基づく交付制度によりその写しの交付を受けることができる文書であると認められることから、条例第18条第4項に規定する「法律の規定により行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律 第42号）の規定の適用を受けないこととされる行政文書については、適用しない。」に該当し、本件処分とした実施機関の判断は、特段不自然、不合理な点はなく、首肯し得るものと認められる。

4 結論

以上のとおり、実施機関において本件対象文書につき、条例第18条第4項に基づき開示請求却下とした本件処分は、妥当であると判断した。

第6 審査の経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和４．６．１	○ 諮問を受けた。(諮問第２６０号)
令和８．５．１４ (第４７２回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和８．６．１６ (第４７３回審査会)	○ 事案の審議を行った。

(参考)

宮城県情報公開審査会委員名簿（五十音順）

（令和８年７月２１日現在）

氏 名	区 分	備 考
板 明 果	東北学院大学経済学部経済学科准教授	会長職務代理者
菅 野 修	弁護士	
三 瓶 淳	弁護士	会長
高 橋 由 佳	一般社団法人イシノマキ・ファーム 代表理事	
堀 澤 明 生	東北大学大学院法学研究科准教授	